

法人向け無通帳サービス〈ブックフリー〉利用規定

1. ブックフリーサービス
ブックフリー（以下「本サービス」といいます）とは、通帳の発行および通帳への記入に代えて、お申し込みいただいた普通預金に関するお取引の内容が一覧できる明細書（以下「お取引明細書」といいます）を郵送するサービスです。
2. お取引明細書の郵送
本サービスをお申し込みいただいた預金口座（以下「ご利用口座」といいます）のお取引明細書は、スルガ銀行株式会社（以下「当社」といいます）所定の時期に作成し、お届けの住所に郵送するものとします。なお、ご利用口座には通帳を発行いたしません。
3. お取引明細書の内容
当社は、すでに郵送したお取引明細書の内容について、訂正依頼その他相当の事由があるとき、お客さまに通知することなく変更または取消を行なうことがあります。
4. お取引明細書の保管
お取引明細書は、別途送付する「ブックフリー専用フォルダ」にとじ込んで保管するものとします。
5. 預金の払戻し
預金を払い戻すときは、当社キャッシュカード規定による払戻し（当座貸越を利用した普通預金口座の払戻しを含みます）を行なうか、または、普通預金規定にかかわらず、当社所定の払戻請求書にお届出の印章により記名押印して提出していただき、当社所定の方法により払い戻しを行なうものとします。
6. お取引明細書の返戻等
お届けの住所に郵送したお取引明細書等が返戻されたときには、当社はそのお取引明細書等につき保管責任を負いません。
また、お届けの住所に郵送したお取引明細書等が当社の責に帰することができない事由により延着または到着しなかった等のときに、これにもとづき紛議が生じても当社は責任を負いません。
7. 届出事項の変更
住所・氏名等の届出事項に変更があったときは、ただちに当社所定の書面によりお取引店に届け出るか、当社所定の変更手続きを行なうものとします。このお届けまたはお手続きの前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
8. 成年後見人等の届出
 - (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - (3) 預金者もしくは預金者の補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始している場合、または、家庭裁判所の審判により、預金者について任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
 - (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - (5) 前四項の届出前に、当社が各届出前の状況を前提として手続きを行った場合には、それ

により生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. 解約

- (1) 本サービスは、お客さまもしくは当社の都合により、いつでも解約することができます。
- (2) お客さまの都合により本サービスを解約するときは、当社所定の依頼書を提出していただきます。
- (3) お客さまが次の各号のひとつにでも該当するときは、当社はいつでも本サービスを解約できるものとします。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てがあったとき
 - ② 住所変更の届出を怠るなど、お客さまの責めに帰すべき事由によって当社がお客さまの所在を確認できなくなったとき
 - ③ この規定に違反するなど、当社がサービスの停止を必要とする相当の事由が発生したとき
 - ④ ご利用口座が解約されたとき

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当社の普通預金規定、キャッシュカード規定等の各規定にしたがって取り扱います。

11. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この通帳で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. 規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社に変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)